

通勤災害とは

通勤災害とは、「勤務のため」に「合理的な経路及び方法」で次に掲げる移動を行う中で生じた災害をいいます。

- ① 「住居」と「勤務場所」の往復
- ② 複数就業者の就業の場所から公署への移動
- ③ 単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居の間の移動

なお、通勤途上において、通勤とは関係のない目的で合理的な経路から逸れる（逸脱）、合理的な経路上において通勤目的から離れた行為（中断）を行った場合は、逸脱・中断の間や通勤経路に復した後に発生した災害は、通勤災害には該当しません。

ただし、逸脱・中断が日用品の購入など日常生活上必要な行為であり、やむを得ない事由による最小限度のものである場合は、通勤経路に復した後に発生した災害は、通勤災害として取り扱われます。

■ 通勤の概念 ■

事 項	通勤災害とする事例
【勤務のため】 勤務に就くため又は勤務の終了により行われる移動	○通勤の途中で定期券等、勤務又は通勤に関係のある物を忘れたことに気付き、取りに戻る行為 ○公務災害の対象となるレクリエーションに参加する場合
【住居】 居住して日常生活に供する生活の本拠としての家屋、特別の事情による宿舍等	○家族とともに生活している家 ○交通事情等のために一時宿泊する旅館、ホテル等
【勤務場所】 勤務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所	○通常の勤務提供の場所 ○外勤職員の外勤先 ○公務災害対象のレクリエーションに参加する場所
【合理的な経路】 移動経路のうち、社会通念上、一般に用いると認められる経路	○通勤届や定期券による経路その他これと代替する経路 ○道路工事等交通事情によりやむを得ず迂回する経路 ○共稼ぎの職員が子供を託児所に連れて行く経路
【合理的な方法】 社会通念上、一般に用いられると認められる移動方法	○電車、バス等公共交通機関を利用する場合 ○自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む）、自転車等を使用する場合 ○徒歩による場合

■ 逸脱・中断に該当するが、経路に復した後は通勤と認める事例 ■

【日用品の購入】	(日用品とみなされるもの) ○飲食料品 ○家庭用薬品 ○身の回り品 ○家庭用燃料品 ○衣料品 ○文房具、書籍等 ○電球、台所用品等 ○子供の玩具 (日用品とみなされないもの) ×装飾品、宝石等の奢侈品 ×耐久消費財 ×スポーツ用品	
【日用品の購入に準ずる行為】	○独身職員が通勤途中で食事 ○クリーニング店に立ち寄る ○理髪店等に行く ○税金、光熱水費等の支払 ○役所に住民登録等に行く	
【病院・診療所での診察・治療】	【選挙権の行使】	【職員の配偶者等の介護】
【学校における教育、公共職業能力開発施設における職業訓練等を受ける】		

■ 逸脱・中断に該当し、経路に復した後も通勤と認めない事例 ■

○通勤途中で娯楽等のため、麻雀、ゴルフ練習、ボーリング、料亭等で飲食等をする場合など

■ ささいな行為として、逸脱・中断には該当しないと認める事例 ■

- 通勤経路上の店で、タバコ、雑誌等を購入する。
- 駅構内で蕎麦等を立食する。